

保険外併用療養費に関する事項

【令和7年7月1日】

1. 保険外併用療養費に関する事項

各種診断書、証明書をご依頼される場合は、「総合窓口」にご依頼下さい。  
料金（消費税込）は下記のとおりとなっています。

●文書料等（税込）

| 区分                | 金額      | 区分                | 金額       |
|-------------------|---------|-------------------|----------|
| 死亡診断書（戸籍用）        | 3,300 円 | 病歴書               | 3,300 円  |
| 労災保険・年金関係診断書      | 5,500 円 | 死体検案書             | 5,500 円  |
| 司法関係診断書           | 5,500 円 | 意見書               | 1,100 円  |
| 身体障害者診断書          | 5,500 円 | （介護保険主治医意見書を除く）   | ～3,300 円 |
| 傷害保険関係診断書         | 4,400 円 | 病状調査料             | 4,400 円  |
| 自賠責保険関係診断書        | 4,400 円 | 原本証明による証明書（1枚あたり） | 330 円    |
| 生命保険用死亡診断書        | 5,500 円 | その他証明書            | 1,100 円  |
| その他の生命保険関係診断書・意見書 | 5,500 円 | 保険会社調査面接料         | 5,500 円  |
| その他の診断書           | 2,200 円 | X線画像情報作成料         | 1,100 円  |
| 自賠責保険関係明細書        | 3,300 円 | 予防接種料             | 別途定める金額  |

複写料

|                                          |      |
|------------------------------------------|------|
| カルテ・診断書・検査結果等の複写（1枚あたり）・患者情報開示料（複写1枚あたり） | 110円 |
|------------------------------------------|------|

健康診断料

|    |                  |
|----|------------------|
| 個人 | 診療報酬点数に準じて算定した金額 |
| 団体 | 別途契約した金額         |

※A 4 片面 1 枚あたりと記載がない場合は、1 通あたりの金額となります。複数依頼される場合は金額×通数となります。  
※郵送での受取希望の方は切手 1 1 0 円（2 2 0 円）分及び封筒をご用意下さい。

○特別室について

当院では、有料の特別室をご用意しています。利用料は部屋の設備により異なり、健康保険が適用されませんので、全額自己負担となります。特別室をご希望される場合は主治医及び病棟師長にご相談下さい。  
病床利用の都合上ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。特別室はすべて個室となっています。  
特別室の料金は 1 日のご利用につき下記のとおりとなっています。

|                                                          |                      |
|----------------------------------------------------------|----------------------|
| ・特別室A                                                    |                      |
| 208号室・225号室                                              | 日額 2,200 円（ 消費税込 ）   |
| ・特別室B                                                    |                      |
| 206号室・207号室・210号室・211号室・212号室<br>220号室・221号室・222号室・223号室 | 日額 1,650 円（ 消費税込 ）   |
| ・エンゼルケア費 当院の浴衣や下着を使用時は別途料金あり                             | 5,000 円              |
| ・食費（小児科の付添食 1 食あたり）                                      | 朝 300円 昼 400円 夕 400円 |

3. 入院期間 1 8 0 日を超える入院に関する事項

入院医療の必要性が低く、事情により長期にわたり入院されている方（難病患者等入院診療加算を算定する場合など、ある一定の状態の方は除く）で、入院期間が 1 8 0 日を超える入院については、自己の選択にかかるものとして、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を特定療養費として負担いただくことが国の法律で定められておりますので、ご了承願います。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和 6 年度診療報酬改定により令和 6 年 1 0 月 1 日から導入されている制度です。  
（※長期収載品とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品）  
患者様の希望 により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者様にご負担いただく仕組みです。

対象となる医薬品

外来患者の院内処方、院外処方。  
後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品の提供が困難な場合については“対象外”となります。

負担金額

長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1。  
※選定療養費には、別途消費税の必要となります。